

敦賀市手話言語条例の制定を求める決議

聞こえる者たちは「声を出す、または聞く」という音声言語（日本語）を使用してコミュニケーションを行っている。対してろう者は昔から「手指、口や体の動き、表情」を使う、またはそれらを「目で見ると」という視覚言語（手話）を使用してコミュニケーションを行ってきた。

以前の日本においては手話は法的に言語として認められていなかったため、ろう者は社会のいろいろな場面で不利益を被り、差別され、排除されてきた。しかし2011年に障害者基本法が改正され、日本でも手話が言語であることが法的に認められた。

これを受けて、2013年の「鳥取県手話言語条例」制定以降、ろう者とろう者以外の者の共生社会を目指す「手話言語条例」制定の機運が全国的に高まっている。

このような全国的な条例制定の動きの中、敦賀市においてもろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生することができる敦賀市を築くために、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、市、事業者、市民の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「敦賀市手話言語条例」の早急な制定が必要であると考え、下記事項の実現を強く求める。

記

- 1 手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、市、事業者、市民の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「敦賀市手話言語条例」を早急に制定すること。
- 2 制定にあたっては当事者であるろう者の声を最大限汲み取り策定すること。

以上、決議する。

令和 2 年 1 0 月 2 日

敦 賀 市 議 会